

兵庫県公報

平成20年3月7日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
争議行為を行う旨の通知(労政福祉課).....	1
同 上(同).....	1
同 上(同).....	1

告 示

兵庫県告示第216号の3

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、平成20年2月28日に、三田市東本庄2493 愛野会労働組合執行委員長長森崎彰英から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事件
愛野会労働組合が主張する次の事項について
賃金引き上げ及び夏季一時金の支給、大幅増員、夜勤制限の協定化・制度化の実現に関する要求ほか
- 2 日時
平成20年3月11日午前0時から事件解決に至るまで
- 3 場所
三田市東本庄2493 あいの病院内
- 4 概要
全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第216号の4

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、平成20年2月28日に、川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長上原恵子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事件
今井病院労働組合が主張する次の事項について
賃金引き上げ及び夏季一時金の支給、大幅増員、夜勤制限の協定化・制度化の実現に関する要求ほか
- 2 日時
平成20年3月11日午前0時から事件解決に至るまで
- 3 場所
川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地 今井病院内
- 4 概要
全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第216号の5

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、平成20年2月29日に、加古川市野口町

良野1781社会労働運動センター内労働組合はりまユニオン委員長藤井彰から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年 3月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

労働組合はりまユニオンが主張する次の事項について
組合員の雇用確保と生活保障

2 日時

平成20年 3月11日から同月31日までの解決に至るまでの期間

3 場所

加古川市尾上町養田1486 - 1 加古川サンエス有限会社

4 概要

全面的あるいは部分的な業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。